

3. 規制基準

①騒音規制法・振動規制法に係る規制基準

○特定工場において発生する騒音の規制基準

(平成 24 年 3 月 30 日 室蘭市告示第 12 号)

[改定]

平成 25 年 10 月 18 日 室蘭市告示第 51 号

平成 27 年 4 月 27 日 室蘭市告示第 18 号

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	8 : 00~19 : 00	6 : 00~8 : 00 19 : 00~22 : 00	22 : 00~翌日 6 : 00
第 1 種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、指定地域としてそれぞれ指定された第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。
- 2 デシベルとは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

注)

- 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、とくに静穏の保持を必要とする区域。
- 第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
- 第 3 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。
- 第 4 種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。

○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準
 (昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号)

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85 デシベル	19:00～ 翌日7:00	22:00～ 翌日6:00	10時間を 超えないこと	14時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜日その他の 休日でない こと

注)

1. 第1号区域とは、騒音規制法の規定により指定された、第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80m以内の区域内をいう。（平成24年3月30日 室蘭市告示第12号）
2. 第2号区域とは、第3種区域と第4種区域であって第1号区域以外の区域をいう。

○特定工場等において発生する振動の規制基準
(平成 24 年 3 月 30 日 室蘭市告示第 13 号)

[改定]

平成 25 年 10 月 18 日 室蘭市告示第 52 号

平成 27 年 4 月 27 日 室蘭市告示第 19 号

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		8 : 00 ~ 19 : 00	19 : 00 ~ 翌日 8 : 00
第 1 種区域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル
備考			
<p>1 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、指定地域としてそれぞれ指定された第 1 種区域及び第 2 種区域をいう。</p> <p>2 表の区域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内においては、それぞれ規制値から 5 デシベルを減じた値を適用するものとする。</p>			

注)

第 1 種区域: 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域: 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

○特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準
(昭和51年11月10日 総理府令第58号)

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所 における 作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75 デシベル	19:00～ 翌日7:00	22:00～ 翌日6:00	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の 休日でない こと

注)

1. 第1区域とは振動規制法の規定により指定された、第1種区域の全域並びに第2種区域の学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の敷地の周囲おおむね80m以内の区域をいう。（平成24年3月30日 室蘭市告示第13号）
2. 第2号区域とは、第2種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

②悪臭防止法に係る規制基準

(平成 24 年 3 月 30 日 室蘭市告示第 14 号)

[改定]

平成 25 年 10 月 18 日 室蘭市告示第 53 号

(1) 規制地域

地域区分	都市計画法に基づく用途地域等
A 地域	市街化区域のうち、工業地域、工業専用地域を除く地域
B 地域	工業地域、工業専用地域、市街化調整区域の一部

注) 規制対象は、規制地域内に立地する全ての工場・事業場

(2) 規制基準

(i) 敷地境界線における悪臭物質規制基準値

特定悪臭物質名	臭いの性質	規制基準 (ppm)	
		A 区域	B 区域
アンモニア	し尿のような臭い	1	2
メチルメルカプタン	腐ったタマネギのような臭い	0.002	0.004
硫化水素	腐ったタマゴのような臭い	0.02	0.06
硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.01	0.05
二硫化メチル	〃	0.009	0.03
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	0.005	0.02
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	〃	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	〃	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	〃	0.003	0.006
イソブタノール	刺激的な発酵した臭い	0.9	4
酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い	3	7
メチルイソブチルケトン	〃	1	3
トルエン	ガソリンのような臭い	10	30
スチレン	都市ガスのような臭い	0.4	0.8
キシレン	ガソリンのような臭い	1	2
プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い	0.03	0.07
ノルマル酪酸	汗臭い臭い	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	むれた靴下のような臭い	0.0009	0.002
イソ吉草酸	〃	0.001	0.004

(ii) 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準

アンモニア等の 13 物質については、煙突等の排出口において規制基準が定められています。

アンモニア	硫化水素	トリメチルアミン
プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド
ノルマルバレルアルデヒド	イソバレルアルデヒド	イソブタノール
酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン
キシレン		

規制基準の計算方法は以下のとおりです。

$$q=0.108 \times He^2 \times Cm$$

- q : 規制基準 (単位: $N\ m^3/h$)
- He : 補正された排出口の高さ (単位: m)
- Cm : 敷地境界の規制基準値 (単位: ppm)

(iii) 事業場の排出水の敷地外における規制基準

排出水については、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの 4 物質について規制基準が設定されています。規制基準の算出方法は以下のとおりです。

$$CLm=k \times Cm$$

- CLm : 規制基準 (単位: mg/l)
- k : 排出水の量ごとに定められた値 (単位: mg/l)
- Cm : 敷地境界の規制基準値 (単位: ppm)

[排出水の量ごとに定められた値 (k)] (単位: mg/l)

排出水の量	メチルメルカ プタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
0.001 m^3/s 以下	16	5.6	32	63
0.001 m^3/s を超え 0.1 m^3/s 以下	3.4	1.2	6.9	14
0.1 m^3/s を超える	0.71	0.26	1.4	2.9

③水質汚濁防止法に係る排水基準

(1) 一律排水基準

環境大臣が全公共用水域を対象に、全特定事業場に一律に適用するよう環境省令で定める排水基準。

(i) 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	カドミウム	シアン	有機燐	鉛	クロム(六価)	砒素	総水銀	アルキル水銀
許容限度	0.03 mg/l	1 mg/l	1 mg/l	0.1 mg/l	0.5 mg/l	0.1 mg/l	0.005 mg/l	検出されないこと
有害物質の種類	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン
許容限度	0.003 mg/l	0.1 mg/l	0.1 mg/l	0.2 mg/l	0.02 mg/l	0.04 mg/l	1.0 mg/l	0.4 mg/l
有害物質の種類	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
許容限度	3 mg/l	0.06 mg/l	0.02 mg/l	0.06 mg/l	0.03 mg/l	0.2 mg/l	0.1 mg/l	0.1 mg/l
有害物質の種類	ほう素		ふっ素		アンモニア、亜硝酸、硝酸性窒素(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計)			1,4-ジオキサン
	海域以外	海域	海域以外	海域				
許容限度	10 mg/l	230 mg/l	8 mg/l	15 mg/l	100 mg/l			0.5 mg/l
備考								
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた検定方法の定量限界を下回ることをいう								
2. 砒素及びその化合物についての排出基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現に湧出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。								

(ii) 生活環境項目に係る排水基準

ア. 一般項目								
項目	水素イオン濃度 (pH)		生物化学的 酸素要求量 (BOD)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊 物質 (SS)	大腸菌 群数	窒素	磷
	河川 湖沼	海域						
許容限度	5.8~ 8.6	5.0~9.0	160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ)	160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ)	200 mg/ℓ (日間平均 150 mg/ℓ)	日間平均 3000 個/cm ³	120 mg/ℓ (日間 平均 60 mg/ℓ)	16 mg/ℓ (日間 平均 8 mg/ℓ)
イ. 特殊項目								
項目	油分		フェノール類	銅	亜鉛	鉄 (溶解性)	マンガン (溶解性)	クロム
	鉱油類	動植物 油脂類						
許容限度	5 mg/ℓ	30 mg/ℓ	5 mg/ℓ	3 mg/ℓ	2 mg/ℓ	10 mg/ℓ	10 mg/ℓ	2 mg/ℓ
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 水素イオン濃度 (pH) 及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鋼を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 水素イオン濃度 (pH)、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 ℓにつき 9,000 mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用される。 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 								

注) 1. 有害物質の内、鉛等 7 項目に係る排水基準及び窒素・磷に係る排水基準については、一律排水基準への対応が著しく困難な業種等に対して、経過的な措置として、一律排水基準に代えて一定期間暫定排水基準が適用される。（「排水基準を定める総理府令」附則別表）

2. 窒素・磷に係る排水基準適用対象海域として、「平成 5 年 8 月 27 日環境庁告示第 67 号」によって、噴火湾が指定されている。

範囲 … 室蘭市地球岬と茅部郡砂原町砂崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

3. 生物化学的酸素要求量 (BOD) 有機物による汚濁指標。

排水中の有機物が水中の微生物により酸化分解されるとき酸素消費量

4. 化学的酸素要求量 (COD) 有機物による汚濁指標。

排水に酸化剤を加え、一定時間反応させた後、消費された酸化剤に対応する酸素の量で表す。

5. 浮遊物質 (SS) 粒径 2 ミリメートル以下の、水に溶けない懸濁性の物質。

(2) 上乗せ排水基準

都道府県（北海道）が水質汚濁防止法に基づき条例で定める排水基準。

一律排水基準では、水質汚濁を防ぐには不十分と認められる水域について、より厳しい排水基準を適用するもの。

(i) 有害物質に係る排水基準

(単位：mg/l)

適用区域	項目 対象業種	許容限度					
		カドミウム	シアン	有機燐	六価クロム	砒素	総水銀
室蘭海域 (1) 知利別川河口左岸から西方 800mの地点を中心とする半径 100mの円弧及び陸岸に囲まれた区域。	鉄鋼業 1日当たりの平均的な排出水の量が 2,000 m ³ 以上のものに限る。	0.01	0.4	検出されないこと	0.05	0.05	—
室蘭海域 (2) 知利別川河口左岸から西方 1300mの地点を中心とする半径 200mの円弧及び陸岸に囲まれた区域。	鉄鋼業 1日当たりの平均的な排出水の量が 2,000 m ³ 以上のものに限る。	0.01	0.5	検出されないこと	0.05	0.05	—
室蘭海域 (3) チマイベツ川河口左岸から南南西に引いた線とニマ岬突端から西北西に引いた線及び陸岸に囲まれた区域（室蘭海域 1、2に係る部分を除く。）並びにイタンキ岬の突端と鷲別岬の突端を結ぶ線及び陸岸に囲まれた区域。並びにこれらの区域に流入する公共用水域。	全業種 1日当たりの平均的な排出水の量が 2,000 m ³ 以上のものに限る。	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
備考							
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた検定方法の定量限界値を下回ることをいう。							
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年 9 月 30 日政令第 363 号）の施行の日（昭和 49 年 12 月 1 日）において、現に湧出している温泉（温泉法第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間適用しない。							

(ii) 生活環境項目に係る排水基準 1 (一般項目) (単位: mg/l)

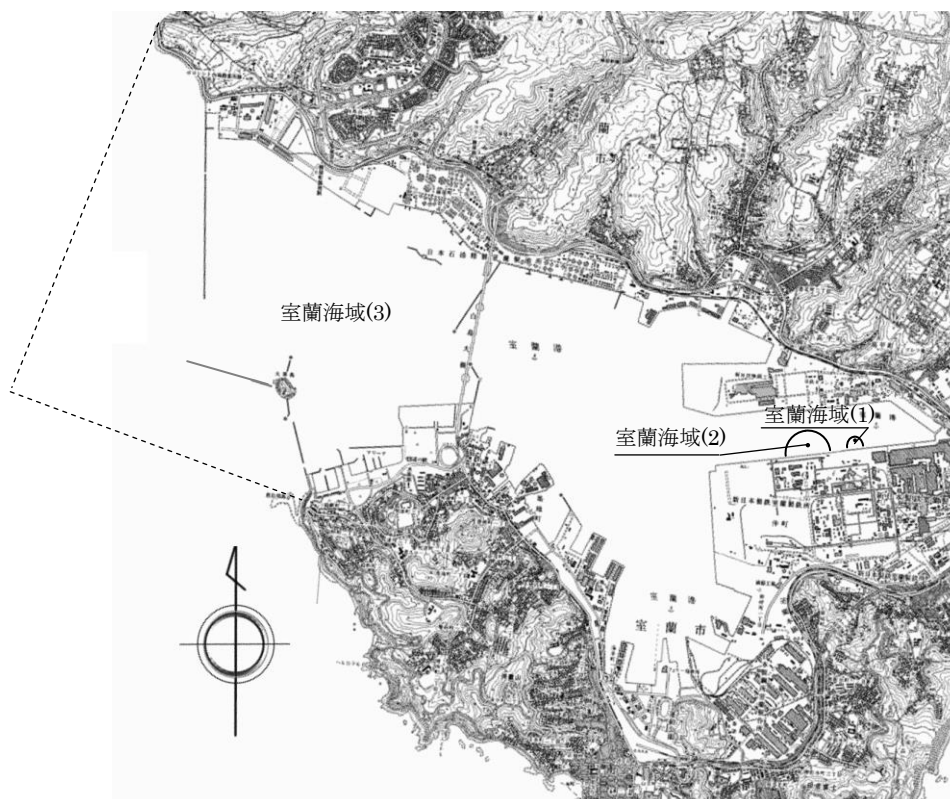
適用区域	対象業種	項目	化学的酸素要求量 (COD)		浮遊物質 (SS)	
			許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
室蘭海域 (1) (2) (3)	肉製品製造業		70	50	70	50
	乳製品製造業 (1日当たりの平均的な排水の量が1,000m ³ 以上)		70	50	70	50
	りん酸質肥料製造業		60	40	70	50
	無機化学工業製品製造業 石油精製業 廃油処理業		30	20	40	30
	セメント製造業		30	20		
	鉄鋼業		40	30	70	50
	金属製品製造業		30	20	70	50
	ガス製造業及びコークス製造業		60	40	70	50
	し尿処理施設 (し尿浄化槽以外のもの)		40	30	90	70
	し尿浄化槽 (s46.9.23以前に設置されたもの)		120	90		
	し尿浄化槽 (S46.9.24~S47.9.30の間に設置されたもの)		80	60		
	し尿浄化槽 (S47.10.1以後に設置されたもの)		40	30	90	70
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの)			20		70
下水道終末処理施設 (高速散水ろ床法又はモディファイド・エアレーション法などによるもの)			60		120	
備考						
1. この表に掲げる排水基準は、表中に特別の定めがないかぎり1日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 以上である特定事業場に係る排水について適用する。						
2. この表に掲げるし尿浄化槽とは、建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものをいう。						

(iii) 生活環境項目に係る排水基準 2 (特殊項目)

適用区域	対象業種	項目	フェノール類 (mg/l)
			許容限度
室蘭海域 (1) (2) (3)	全業種		1

参考. 上乘せ基準適用区域 (室蘭海域)

1. 室蘭港



2. イタンキ

